

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

JANUARY 29TH 2020

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- IMF 2020 年中国の経済成長予測 6.0%に上方修正

【産 業】

- 12月の70大中都市住宅価格 前月比上昇は6都市増えて50都市
- 原油・ガス開発 5月より外資・民間企業に全面的に開放

■ RMB REVIEW

- 新型コロナウイルスを巡る不確実性から弱含み続く

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国務院の自由貿易試験区での関係行政法規規定の暫時調整に関する通知」
- 「商務部等8部門のサービス・アウトソーシングの推進、転換・昇級の加速に関する指導意見」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆IMF 2020年中国の経済成長予測 6.0%に上方修正

IMFは20日、「世界経済見通し」の改訂(2020年1月)を発表し、中国の2020年の成長率について、米国との貿易交渉における「第1段階の合意」により当面の景気低迷が緩和される可能性が高いとし、前回(2019年10月)の予測5.8%から0.2ポイント引き上げて6.0%とした。一方で、米中間の未解決の経済問題や国内の金融規制強化等が引き続き下押し圧力になると指摘し、2021年は0.1ポイント引き下げて5.8%とした。

米国経済については、財政政策が中立的なスタンスに戻ることに伴い、金融緩和の効果が徐々に剥落していくことを想定し、2020年の予測を前回から0.1ポイント引き下げて2.0%、2021年については前回の予測を据え置いて1.7%とした。

世界経済については、2020年の成長率を前回の予測から0.1ポイント引き下げて3.3%、2021年については0.2ポイント引き下げて3.4%とした。2019年後半は、貿易政策の不確実性、地政学的な緊張の高まりなどが世界の経済活動を圧迫し続けたと指摘。特にその影響を受けた製造活動と貿易が底を打ちつつある兆候や、金融緩和と政策への転換の動きの広がり、英国の合意なきEU離脱への懸念後退など、前回の予測時と比べるとポジティブな変化が見られると評価しながらも、マクロ経済データに「転換点」の兆候はまだ見られないとし、米国とイランの対立などの地政学リスク、米国と貿易相手国との摩擦の激化、気候変動を背景とした自然災害の増加など、なお下振れリスクが目立つと警鐘を鳴らした。

<IMFの経済成長率予測>

地域	2020年(%)	2021年(%)	解説
世界	3.3 (▲0.1)	3.4 (▲0.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年、2021年の見通しをともに下方修正。インドをはじめとする一部の新興市場国における経済活動に対するネガティブ・サプライズを反映 ・米中貿易摩擦やイラン情勢など地政学リスクが残り、下振れ懸念が顕著
中国	6.0 (+0.2)	5.8 (▲0.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年の見通しを上方修正。米中通商協議の「第1段階の合意」達成や追加関税が部分的に緩和されたことを反映 ・一方、米中貿易摩擦における未解決の問題や中国国内で必要な金融規制強化は、今後も経済活動の重石
米国	2.0 (▲0.1)	1.7 (0.0)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年の見通しを下方修正 ・トランプ政権の大型減税や米連邦準備理事会(FRB)の利下げ効果が薄れる
日本	0.7 (+0.2)	0.5 (0.0)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年の見通しを上方修正 ・2019年12月の景気刺激策から期待される景気の押し上げ効果を反映

(出所) IMF「世界経済見通し」(2020年1月改訂)を基に作成

(注) カッコ内は2019年10月時点の予測からの修正幅

【産業】

◆12月の70大中都市住宅価格 前月比上昇は6都市増えて50都市

国家統計局は16日、12月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から6都市増加して50都市と、7ヶ月ぶりに増加。下落した都市は前月から5都市減少して16都市となった(図表1)。一方、前年同月比で価格が上昇した都市数は前月から横ばいの68都市で、2都市が下落した(図表2)。

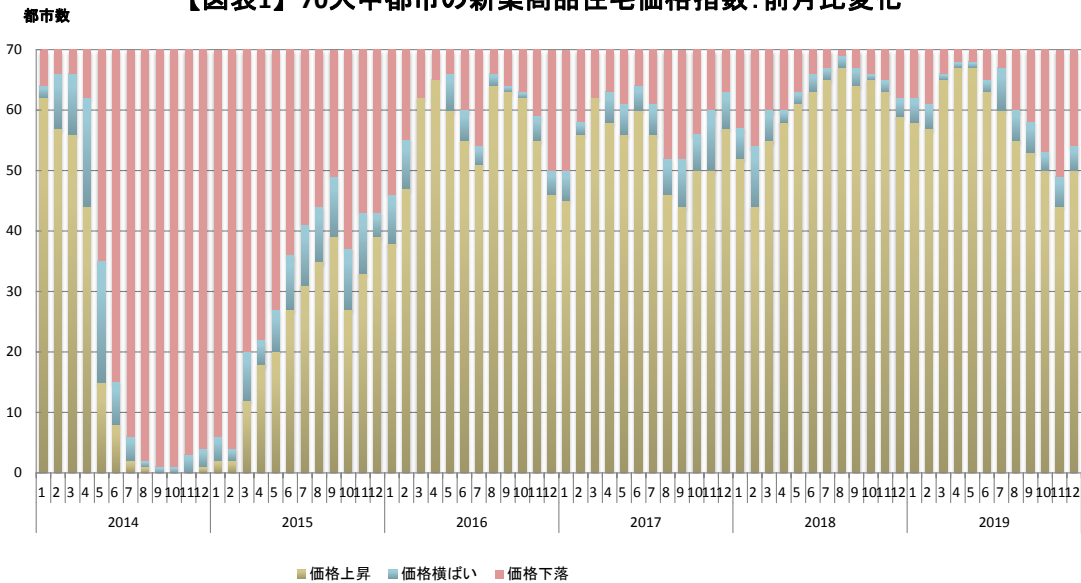
前月比で上昇幅が大きかった都市は、揚州市(江蘇省)の+1.3%、銀川市(寧夏回族自治区)、錦州市(遼寧省)、徐州市(江蘇省)の+1.2%など。下落幅が大きかったのは、太原市(山西省)と済南市(山東省)の▲0.8%、岳陽市(湖南省)と南充市(四川省)の▲0.5%などだった。都市の規模別の上昇幅を見ると、一線都市^(注)は前月の0.6%から0.2%に縮小した一方、二線都市^(注)は0.2%から0.3%、三線都市^(注)は0.5%から0.6%と、いずれも前月からわずかに拡大した(図表3)。

前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、フフホト市(内モンゴル自治区)の+15.9%、大理市(雲南省)の+15.4%など。下落したのは前月と同様、岳陽市の▲2.2%と瀘州市(四川省)の▲0.9%だった。都市の規模別の上昇幅は、一線都市が4.9%から3.8%、二線都市は7.9%から7.3%、三線都市は7.0%から6.7%と、いずれも前月から縮小した(図表4)。

なお、中国住宅・都市農村建設部は昨年末に開いた業務会議で、2020年の不動産市場について、「土地価格、住宅価格、市場見通しの安定」に尽力し、「住宅は住むものであり、投機の対象ではない」、「不動産を短期的な景気刺激の手段としない」とする方針を長期的に継続する姿勢を強調した。

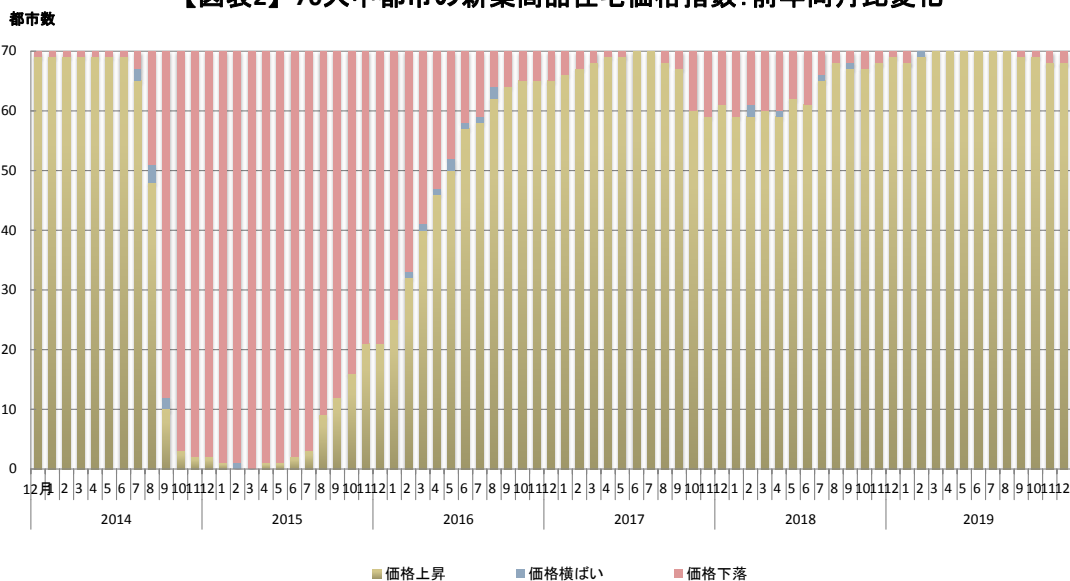
(注) 一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市
 二線都市:省都、副省都都市を含む31都市
 三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市

【図表1】70大中都市の新築商品住宅価格指数:前月比変化



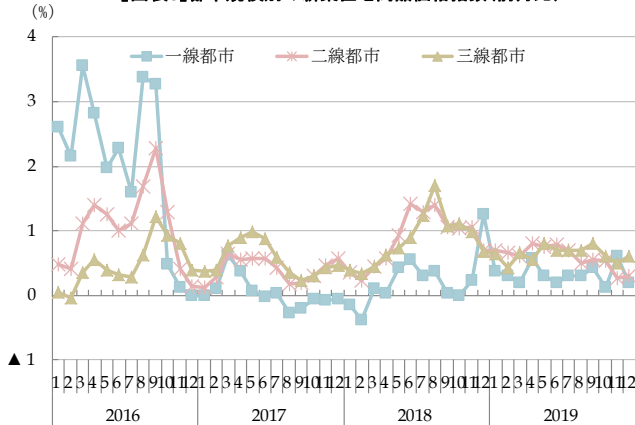
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表2】70大中都市の新築商品住宅価格指数:前年同月比変化



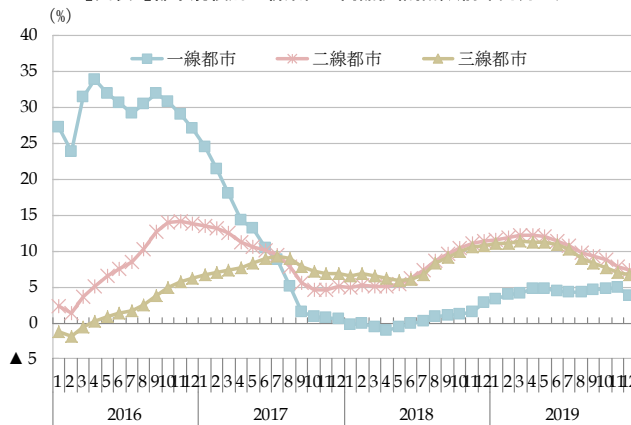
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表3】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格指数(前年同月比)



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

◆原油・ガス開発 5月より外資・民間企業に全面的に開放

中国自然資源部は9日、「鉱物資源管理改革の推進に関する若干事項の意見(試行)」(自然資規[2019]7号)を公表し、中国国内の原油・天然ガスの探査・採掘産業について、2020年5月より3年間試験的に、外資企業と民間企業に全面開放するとした。

中国における原油・ガスの資源開発は、これまで国有大手企業によって独占されてきたが、中国政府は2017年5月に発表した「石油・天然ガス体制改革の深化に関する若干意見」で、初めて同市場を対外開放する方針を示し、その後同年6月に改訂した「外商投資産業指導目録」で、外資に対し中国資本との合弁・合作形式で石油・天然ガスの探査・採掘を許可すると定め、さらに、2019年7月に改訂した「外商投資ネガティブリスト」で、合弁・合作との条件を撤廃した。今回の発表は市場開放に向けた関連法令規定の整備の一環となる。

今回の「意見」では、石油・天然ガスの探査・採掘産業の参入条件について、中国国内に登録し、3億元以上の純資産を有する企業は、内資・外資を問わず、石油・天然ガスの鉱業権(探査権・採掘権)を取得できるとする一方、安全、環境保護面での資格要件を満たし、必要な技術力を有していることと規定した。また、政府に対し、石油・天然ガスの鉱業権の企業への譲渡について、入札・競売・公示の方式で行わなければならないとし、譲渡を行う旨を政府のウェブサイト上に公告することを求めている。

<原油・ガス開発の対外開放を巡る政策の動き>

公布時期	政府部門	通達名	関連概要
2017年5月	国務院	「石油・天然ガス体制改革の深化に関する若干意見」	<ul style="list-style-type: none"> 原油・天然ガス開発体制の整備と秩序ある開放 探査・採掘権の競争的譲渡制度の実施 国有石油会社を主体としつつ多様な企業形態が参加する開発体制の形成
2017年6月 (2017年7月28日より実施)	国家発展改革委員会・商務部	「外商投資産業指導目録(2017年改訂版)」	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資を制限する産業の目録で下記内容を掲載 「原油、天然ガス(オイルシェール、オイルサンド、シェールガス、炭層ガス等の非在来型オイルガスを含まない)の探査、採掘(合弁、合作に限定)」
2019年6月 (2019年7月30日より実施)	国家発展改革委員会・商務部	「外商投資ネガティブリスト(2019年改訂版)」	<ul style="list-style-type: none"> 前回改訂された2018年版から下記内容を削除 「原油、天然ガス(オイルシェール、オイルサンド、シェールガス、炭層ガス等の非在来型オイルガスを含まない)の探査、採掘(合弁、合作に限定)」
2020年1月 (2020年5月1日より3年間実施)	自然資源部	「鉱物資源管理改革の推進に関する若干事項の意見(試行)」(自然資規[2019]7号)	<ul style="list-style-type: none"> 原油・天然ガスの探査・採掘市場の開放、企業の参入条件の明確化 参入条件: 中国国内に登録し、3億元以上の純資産を有する企業は、内資・外資を問わず、石油・天然ガスの鉱業権を取得できる。安全面、環境保護面での資格要件と規定を満たし、必要な技術力を有していること。 鉱物資源の鉱業権の競争的譲渡の実施 レアアース、放射性鉱物を除く全ての鉱物資源の鉱業権の譲渡は、入札・競売・公示の方式で行わなければならない。政府のウェブサイト上に譲渡を行う旨を20営業日以上の期間、公告しなければならない。

中国政府が原油・ガス資源開発市場の対外開放に踏み切った背景には、中国のエネルギー需要が急拡大し、原油、天然ガスの輸入依存度が高まる中、エネルギー安全保障の強化が喫緊の課題になっている事情がある。中国は 2017 年に世界最大の原油輸入国、2018 年には世界最大の天然ガス輸入国となった一方、世界のエネルギー情勢を巡って、地政学リスクの上昇により先行き不透明感が増していることから、政府は国内のエネルギー供給力を強化するためにも、外資や民間資本導入による市場の活性化が不可欠と考えている。但し、中国の地形や地質条件は海外より複雑なため、原油・ガス開発のコストとリスクが高く、外資企業が参入するには採算性などをよく検討する必要があると一部の専門家から指摘されている。

RMB REVIEW

◆新型肺炎を巡る不確実性から弱含み続く

・今週(1/20～)のレビュー

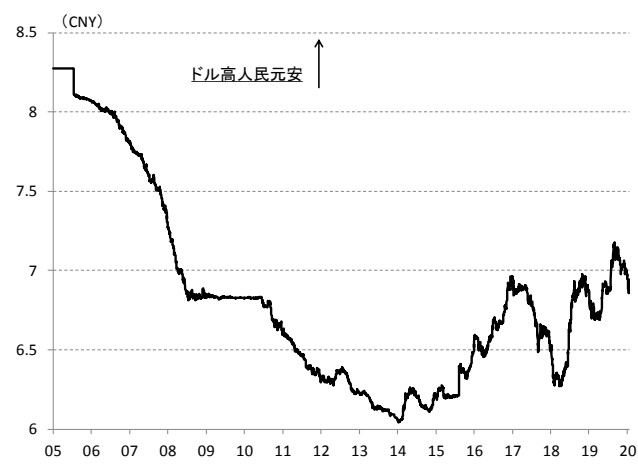
今週の人民元対ドル相場は、週初 20 日に 6.8595 で寄り付くと、先週からの上昇の流れが続き、同日アジア時間に週間高値 6.8398 をつけた。その後利食いの売りに加え、同日に中国当局の専門家が、既に中国国内で感染が拡大していた新型肺炎が、人から人へ感染すると認めると、人民元は反落に転じた。24 日から始まる旧正月の連休前にポジションを閉じる動きもあり、23 日には週間安値 6.9368 まで下落し、そのまま連休前の取引を終えた(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(11/1～1/23)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) 1 月 23 日取引終了時点

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

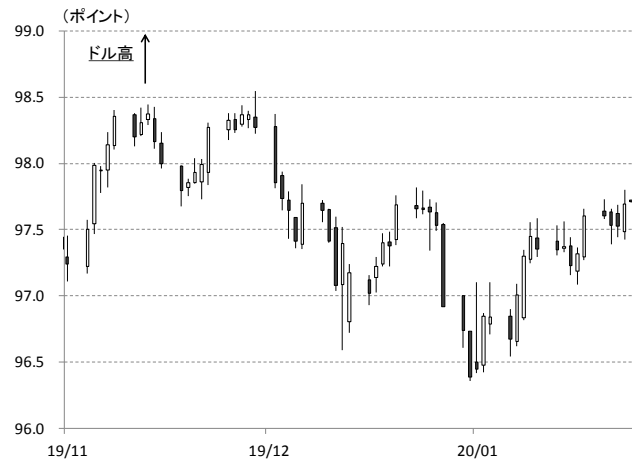
・人民元対ドル相場は、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大を受けて反落

今週の人民元対ドル相場は、週初は先週の米中通商協議の第 1 段階の合意文書署名を受けた米中摩擦緩和期待や、12 月分月次経済指標の改善などを受けた先週までの上昇が続き、週初 20 日に昨年 7 月以来の高値となる 6.84 近辺まで上昇した。もっとも、既に年初から発生が報告されていた新型コロナウイルスによる肺炎患者が中国国内で増加し続ける中、同日に人から人への感染が確認されると、経済・社会情勢が混乱するリスクが嫌気されたことを切っ掛けに、人民元は反落に転じた。第 1 段階の通商合意でも対中制裁関税第 4 弾の一部は据え置かれたが(適用税率は引き下げ)、人民元対ドル相場は昨年 8 月初めの米国による対中制裁関税第 4 弾発動表明直前の水準である 6.9 近辺を越えて大きく上昇していたことから、こうしたやや前のめりの楽観が吐き出された面もあろう。

この間、ドルの名目実効為替レートは足元の水準でもみ合い推移した一方、人民元の名目実効為替レートは反落した(第 3、4 図)。人民元名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる 2016 年後半以降形成して来たレンジ¹の中心付近まで回帰している。

¹ 2016 年後半以降形成して来た人民元の名目実効為替レートのレンジは、IMF 推計の長期的な均衡レートにも概ね該当しており、中国当局も望ましい価格領域とみていると考えられる。

第3図：ドル名目実効為替レート(2019年11月以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



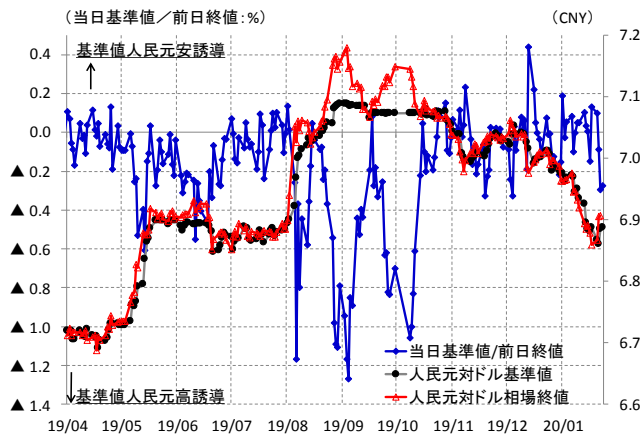
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・中国当局は人民元の反落に対して基準値を幾分人民元高方向へ設定

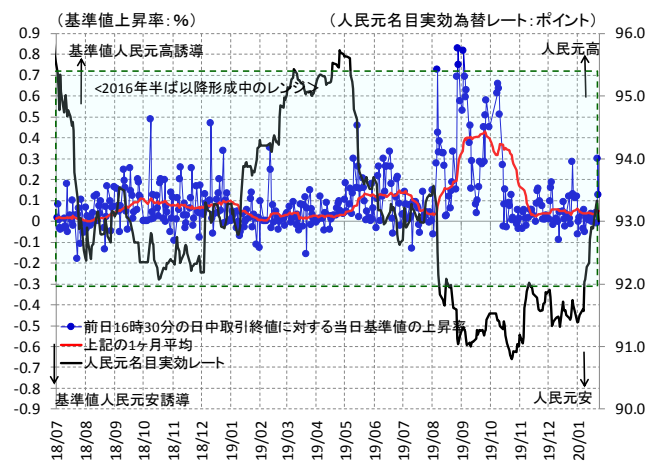
今週の人民元対ドル基準は、人民元対ドル相場が反落すると、幾分か人民元高・人民元安方向のバイアスが強まる動きがみられた(第5図)。第6図は前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レート水準に対する、当日9時15分発表の人民元基準に基づく人民元名目実効為替レート水準の比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測するものである²。今週人民元名目実効為替レートが反落すると、同比率もやや人民元高方向へのバイアス(=下落抑制)を強めていた。

第5図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・新型肺炎は、当面不透明要因として人民元相場の弱含み材料となりそうだ

中国国内では昨年12月以降湖北省武漢市を中心に、新型コロナウイルスによる肺炎患者の発生が確認され始めていたが、その後患者数は増加を続け、今週20日に中国当局者が人から人への感染を確認すると、人民元相場もこれに反応し始めた。24日午前までのロイター通信の報道などを総合すると、23日までに中国国内で

² 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効為替レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって各時点での人民元基準値設定を通した当局の人民元誘導スタンスを検証したものの。

830 人の感染者が確認されており、このうち 25 人が既に死亡した模様だ。24 日からの旧正月連休(24 日～30 日)で、大規模な人の移動が予想される中、中国当局は感染拡大を速やかに封じ込めるため、23 日午前 10 時より武漢市の公共交通を全面運休とした上、市民に対しては特別な事情が無い限り同市から離れることも禁止した。23 日に世界保健機関(WHO)は、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しないとの判断を下した。

2003 年に重症急性呼吸器症候群(SARS)の感染が中国南部を中心に拡大した際は、当初中国当局が十分な情報開示をせずに対応が遅れ、全世界で感染者数が 8,096 人、死亡者数が 774 人にまで至った。今回は中国当局も感染者数の情報などを早期に開示して対応しているようだ。もっとも、現時点では感染者数はまだ拡大する段階にあるようで、今後の経過を注視する必要がある。市場にとってはこうした先行き不透明感はリスクオフ材料であり、人民元相場にとっても目先弱含み材料となりそうだ。

・米中通商協議の第 1 段階の合意は 2 月 14 日から発効

先週 15 日に米中が無事通商協議第 1 段階の合意文書に署名したこともあり、今週は米中通商協議関連で特筆すべき動きは無かった。21 日に米通商代表部(USTR)は、第 1 段階の合意が 2 月 14 日から発効し、対中制裁関税第 4 弾の一部(対象:約 1,200 億ドル)に対する関税率を合意内容通り 15%から 7.5%へ引き下げると発表した(第 7 図)。当面は中国による合意内容の実施状況に加え、第 2 段階の協議がどのように取り扱われて行くかが焦点となろう。

第 7 図：米中通商協議に関する最近の動向

日時	発言者など	内容
1月		
9日	中国商務省 トランプ大統領	中国の劉鶴副首相が、13日～15日に米中通商協議第1段階の合意文書への署名のため訪米する予定。 中国との通商協議第1段階の協議後に速やかに第2段階の合意を始めるが、合意は大統領選挙後になる可能性。
13日	米財務省	中国の為替操作国認定を解除。
15日	—	米中が通商協議第1段階の合意文書に署名。
16日	中国外務省 ナバロ米大統領補佐官	米中通商協議の第1段階の合意は両国にとってプラス。 第2段階の協議では、サイバー攻撃の停止や補助金政策の是正を求める。
21日	米通商代表部 ムニューシン財務長官	米中通商協議第1段階の合意は2月14日より発効する(第4弾の対中制裁関税の税率を引き下げ)。 米中通商協議の第2段階の協議で合意しても、対中制裁関税の全てが撤廃されるとは限らない。
22日	ムニューシン財務長官	中国との通商協議の第2段階の交渉に厳密な期限は無い。

(資料) USTR より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週(1/27～)の見通し

今週 24 日から来週 30 日まで中国本土は旧正月の連休となる。オンショア人民元(CNY)の取引は休場となり、31 日から取引が再開される。もっとも、この間オフショア人民元(CNH)は取引が継続し、連休明けのオンショア人民元相場は、オフショア人民元相場の連休明け時点の水準に影響されるため注意が必要だ。

来週のオフショア人民元対ドル相場は、新型コロナウイルスによる肺炎の感染者数を巡る動向が焦点の材料となろう。既述のように、2003 年の SARS の際の教訓を基に、中国当局は速やかに感染封じ込めに出ているものの、現時点ではまだ予断を許さない。少なくとも来週の時点では、余程の情勢の改善が報道されない限り、先行きの不確実性から人民元相場にとって弱含み材料となりそうだ。中国経済には底打ちの兆しもみえて来たが、今回の事案が旧正月の旅行や消費活動など経済活動への一定の下押し材料になり得る点にも注意が必要だ。国外では米国で FOMC が開催される。最近の経済指標からも米経済は依然底堅く推移しており、新型肺炎で市場全体がリスク回避的な方向へ傾き始める中で、声明や記者会見で米景気に関してはその底堅さを改めて確認する内容であれば、これも人民元対ドル相場の下押し材料となろう。

(1月24日作成) グローバルマーケットリサーチ

MUFG BK CHINA WEEKLY (January 29th 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2020.01.20	6.8595	6.8398~ 6.8658	6.8613	0.0028	6.2296	0.0058	0.8830	0.0002	7.6115	-0.0279	2.2000	3,243.82	21.30
2020.01.21	6.8790	6.8779~ 6.9094	6.9065	0.0452	6.2826	0.0530	0.8886	0.0056	7.6606	0.0491	2.5800	3,198.08	-45.74
2020.01.22	6.9100	6.8950~ 6.9180	6.9012	-0.0053	6.2789	-0.0037	0.8884	-0.0002	7.6499	-0.0107	2.3500	3,207.12	9.04
2020.01.23	6.9100	6.9100~ 6.9350	6.9300	0.0288	6.3251	0.0462	0.8914	0.0030	7.6835	0.0336	2.5400	3,118.92	-88.20

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は 1 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[行政法規]

【自由貿易試験区】

○「国務院の自由貿易試験区での関係行政法規規定の暫時調整に関する通知」

(国函[2020]8号、2020年1月15日公布・施行)

自由貿易試験区で特別に実施されている開放措置に関する行政法規の規定を調整するもの。

■通知に記載される開放措置と関係法規の規定は、以下の通り。これらの開放措置は、いずれも2018年と19年の自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト改訂によりすでに実施されている。

① 独資での公演仲介機構設立と中外合弁(中国側マジョリティ)での文芸・舞台芸術団体の設立を許可(「営業性公演管理条例」:公演仲介機構は中外合弁・合作に限定、文芸・舞台芸術団体の設立を禁止)

② 上海自由貿易試験区の一部付加価値通信業務の制限緩和をすべての自由貿易試験区に拡大(「外商投資電信企業管理規定」:付加価値通信業務の外資比率を50%以下に制限)

注:一部付加価値通信業務と緩和措置は、オンラインストア、データ保存・転送、コールセンター、国内マルチパーティ通信、インターネット接続サービス(以上は外資比率50%超を許可)、国内インターネットVPN(外資比率50%まで許可)、オンラインデータ処理・トランザクション処理(外資比率55%まで許可)など。

③ 独資での印刷企業の設立を許可(「印刷業管理条例」:中外合弁・合作に限定)

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-01/22/content_5471605.htm

[政策]

【サービス貿易】

○「商務部等8部門のサービス・アウトソーシングの推進、転換・昇級の加速に関する指導意見」

(商服貿発[2020]12号、2020年1月6日発布・実施)

今後のサービス・アウトソーシングの発展目標・方針を示したもの。世界的に製造業のサービス化、サービスのアウトソーシング化が進行する中で、グローバル・バリューチェーンでの地位の確立・向上をめざすとしている。

■目標は以下の通り。

・2025年までにオフショア・サービス・アウトソーシングは生産性サービス輸出を中心とし、高技術・高付加価値のデジタル業務の割合を高め、世界に影響力と競争力を持つサービス・アウトソーシングの受託・委託の中心に発展させる。

・2035年までにサービス・アウトソーシングに従事する人員の年平均生産額を世界トップレベルにする。

■サービス・アウトソーシングの重点分野は、情報技術、デジタル製造、医薬研究開発、設計、会計・

法律、調達・販売等の業務運営サービスなど。これらに対する支援措置では、以下の点が注目される。

- ・ 情報技術アウトソーシングでは、クラウド・コンピューティング、基本ソフト、半導体設計、ブロックチェーン等の研究開発・応用を国家科学技術計画に組み入れる。
- ・ デジタル製造アウトソーシングでは、専用プラットフォームを育成し、サービス型製造業の新業態の発展を促進する。
- ・ 医薬研究開発アウトソーシングでは、総合保税区内の企業を対象にバイオ医薬研究開発用の輸入物品の許可証提出を免除し、消耗材料については実際の使用分のみを消し込みを許可する。
- ・ 設計のアウトソーシングでは、国家級設計サービスセンターを建設し、製造業の設計能力向上を図る専門活動を実施する。

そのほか、中西部・東北地区でのモデル都市の拡大、輸出金融の整備、人材育成、企業への金融・経営コスト引き下げ・市場情報の提供による支援、貿易の利便化などの措置が述べられている。

■原文は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/202001/20200102929998.shtml>

【電子商取引】

○「商務部等6部門の越境電子商取引小売輸入の試行拡大に関する通知」

(2020年1月17日発布・実施)

個人がネットで外国商品を購入し、仲介業者が保税区域を経由して輸入する、いわゆる越境 EC の試行都市を拡大するもの。2015年の杭州市での試行許可を皮切りに2019年まで全国37の直轄市、省政府所在市などの大都市が指定されていたが、新たに50の中都市と海南島全島が指定された。これにより全国全ての省・自治区・直轄市に拡大された。

■原文は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202001/20200102931365.shtml>

[規則]

【外商投資】

○「人力資源社会保障部の一部規則改正に関する決定」

(人力資源社会保障部令第43号、2019年12月31日公布・施行)

外商投資による人材仲介、職業紹介に関する規則の改正。「外商投資法」の規定に整合させたもの。

■改正された規則と主な改正点は以下の通り。

1. 「人材市場管理規定」(2001年9月11日公布、2015年4月30日第二次改正)
 - ・ 人材仲介機構の設立は中外合弁に限るとした規定を削除。
2. 「中外合弁人材仲介機構管理暫定施行規定」(2003年9月4日公布、2015年4月30日第二次改正)
 - ・ 名称を「外商投資人材仲介機構管理暫定施行規定」に変更。
 - ・ 独資による設立を禁止する規定を削除。
 - ・ 投資者の条件(中国側・外国側とも3年以上の人材仲介サービスの経験を有すること)、外資比率(25%以上50%以下)を削除。
 - ・ 設立手続きでの省・自治区・直轄市政府人事行政部門の審査・許可を県級以上の政府人事行政部門の審査・許可に変更し、国務院人事行政部門への届出の規定を削除。
 - ・ 業務範囲に人材情報ネットサービスを追加(ほかには、人材の求人・求職情報の収集・発信・コンサルティングサービス、人材の推薦・招聘・評価・訓練など)。
3. 「中外合弁・中外合作職業紹介機構設立管理暫定施行規定」(2001年10月9日公布、2015年4月30日施行)
 - ・ 名称を「外商投資職業紹介機構設立管理暫定施行規定」に変更。

- ・ 独資による設立を禁止する規定を削除。
- ・ 設立手続きでの省級政府労働保障行政部門の認可を県級以上の政府労働保障行政部門に変更し、省級対外経済貿易行政部門の認可の規定を削除。
- ・ 業務範囲に、家庭への職業紹介サービス、インターネット職業情報サービスを追加（ほかには求職者と求人単位への職業紹介サービス、職業指導・コンサルティングサービス、労働市場情報の収集・発信、職業招聘相談会の開催など）。
- ・ 職業紹介機構の最低登録資本(30 万米ドル以上)、資格保有者(3 名以上の専門業務人員を有すること)の規定を削除。

■ 原文は、人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/bmgz/201912/t20191231_350233.html

【輸入管理】

○「輸入自動車部品製品検査・監督管理の利便化措置の普及・実施に関する公告」

(税関総署公告 2019 年第 219 号、2019 年 12 月 27 日公布、同年 12 月 30 日施行)

輸入量の多い自動車部品に対する通関手続きの利便化措置。

■ CCC 認証の取得が必要な自動車部品については、北京、天津、上海、重慶、広州、深圳、杭州、寧波の各税関で認証証書の確認のみで現物の抽出検査を不要とし、現物検査のみとされる部品については目的地での現物検査とした。現物検査のみの対象品目は、シートベルト、サンルーフ、ブレーキと同部品、ホイールと部品など。

■ 原文と現物検査のみの部品のリストは、税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2811858/index.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2020 年 2 月 29 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>